

工事請負契約の一部を変更することについて

平成30年第2回市議会定例会の議決を経て締結した徳山駅北口駅前広場道路内建築物等新築工事（2期）の請負契約の一部を下記のとおり変更することについて、周南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年周南市条例第52号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

平成30年9月4日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

契約金額「¥217,404,000-」を「¥217,722,600-」とする。

(参 考)

変 更 概 要

1 工 事 名

徳山駅北口駅前広場道路内建築物等新築工事（2期）

2 変 更 理 由

平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置に基づき、請負代金の額を変更する。

工事請負契約の締結について

下記により工事請負契約を締結することについて、周南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年周南市条例第52号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

平成30年5月25日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

- 1 工 事 名 徳山駅北口駅前広場道路内建築物等新築工事（2期）
- 2 工 事 場 所 周南市御幸通二丁目地内
- 3 工 期 本契約を成立させる旨の意思表示をした日の翌日から
平成31年8月30日まで
- 4 契 約 金 額 ￥217,404,000-
- 5 請 負 者 周南市川手1丁目4番1号
平和建設株式会社
代表取締役 太田 浩二
- 6 契 約 の 方 法 条件付一般競争入札